

令和元年度内閣府本府政策評価実施計画

平成31年3月26日
内閣総理大臣決定
令和2年5月14日
一部改正

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、令和元年度内閣府本府政策評価実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和元年度の1年間とする。

2 事後評価の対象とする政策

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。

- (1) 内閣府本府政策評価基本計画（平成29年3月24日決定。以下「基本計画」という。）の対象とした政策のうち本実施計画の対象とする政策

（法第7条第2項第1号に区分されるもの）

（ア）政策評価体系に基づき対象とする政策

別紙1

（イ）規制に係る政策

該当なし。

（ウ）租税特別措置等に係る政策

該当なし。

- (2) 政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策で、本実施計画の対象とする政策

（法第7条第2項第2号に区分されるもの）

該当なし。

- (3) その他の政策で、本実施計画の対象とする政策

（法第7条第2項第3号に区分されるもの）

該当なし。

3 評価の実施方法等

2に掲げられた政策について、基本計画で定められた実施体制の下で、計画期間終了後速やかに事後評価を行うこととする。その際の実施方法等は以下のとおりとする。

大臣官房政策評価広報課（以下「政策評価広報課」という。）は、提出された評価書について審査を行った上で、政策評価書（案）を作成し、内閣府本府政策評価有識者懇談会等を経て、公表する。

(1) 政策評価体系に基づき対象とする政策

個別の政策を所管する課等（以下「政策所管課等」という。）は別紙2に掲げられた政策について、別紙3の様式に基づき政策評価を実施し、評価書の案を作成する。

評価方式は実績評価方式を基本とするが、別紙4に掲げる施策については、総合評価方式とする。

各部局の総務課等（以下「政策評価担当課等」という。）は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課に提出する。

調整部局（予算、法令、組織・定員、税制、その他政策の企画立案に関する府全体の調整を担当する部局をいう。）は、政策評価の結果を予算要求等において活用することとする。

(2) 規制に係る政策

政策所管課等は規制に係る政策について政策評価を実施し、評価書の案を作成する。政策評価担当課等は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課に提出する。

政策所管課等においては、政策評価書を規制の改廃を判断する根拠等として活用することとする。

(3) 租税特別措置等に係る政策

政策所管課等は租税特別措置等に係る政策について政策評価を実施し、評価書の案を作成する。政策評価担当課等は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課に提出する。

大臣官房企画調整課は、政策評価広報課から政策評価書の提供を受け、それを税制改正要望において活用することとする。

4 その他

本計画期間の政策評価の実施に当たっては、2以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。